

事業所名

児童発達支援：かいんどはびすま

支援プログラム

作成日

令和7年

3月

10日

法人（事業所）理念	<p>「かいんどはびすま」とはkindness make a happy smile～やさしさが しあわせな 笑顔をつくる～          発達障害のお子様そして保護者に寄り添い、苦手なことやできないことも個性の一つと考え、ゆっくりスモールステップでできることを増やせるようにする。また、たくさん賞賛することで自信をつけ、自己肯定感を高められるようにする。心を通い合わせ、温かく優しい気持ちで子どもたちに寄り添うことで子どもたちのしあわせな笑顔を導き出すことができるようにする。このような理念の下、日々職員が共通理解を図りながら、楽しく子どもたちと共に成長できる施設を目指している。          ○住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、地域福祉の推進に努める。          ○人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本に、公平公正な運営を目指す。          ○ご利用者の基本的な人権を尊重し、個々の能力に応じ日常生活に必要な福祉サービスの提供に努める。          ○職員の資質向上を図ると共に、一人一人が目標を持ち質の高いサービスを提供できるように努める。</p>									
支援方針	<p><b>凸凹（個性）に寄り添う学び</b>          ・できること、苦手なことその一つ一つを「個性」ととらえ、自信を持たせ自己肯定感を高める。          ・お子様だけでなく保護者の皆様、ご家族の皆様にも寄り添い、笑顔で生活できるように努める。          ・お子様にとって楽しく興味関心をもてる療育プログラムの提供や、安心して生活できる場、関われる人を増やせるようにする。          ○心に寄り添うケア      ○心が通うケア      ○心が温かくなるケア          ○心が明るくなるケア      ○心と心を結ぶケア      ○心から愛され応援されるケア</p>									
営業時間	平日	9時	0分	から	17時	0分	まで	送迎実施の有無	あり      なし	送迎が有りの際は 下妻市、常総市、八千代町、筑西市 (片道30分の範囲内での送迎)
	祝日	8時	50分	から	16時	50分	まで			
支援内容										
健康・生活	<p>(1) 健康状態の把握          健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行う。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。          (2) 健康の増進          睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行う。さらに、病気の予防や安全への配慮を行う。          (3) リハビリテーションの実施          日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的訓練を行う。          (4) 基本的な生活スキルの獲得          身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう支援する。          (5) 構造化等により生活環境を整える          生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。</p>									
運動・感覚	<p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上          日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。          (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用          姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。          (3) 身体の移動能力の向上          自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。          (4) 保有する感覚の活用          保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。          (5) 感覚の補助及び代行手段の活用          保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援する。          (6) 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）への対応          感覚や認知の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。</p>									

本人支援	認知・行動	<p>(1) 感覚や認知の活用 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行う。</p> <p>(2) 知覚から行動への認知過程の発達 環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援する。</p> <p>(3) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化の様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。</p> <p>(4) 数量、大小、色等の習得 数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行う。</p> <p>(5) 認知の偏りへの対応 認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。</p> <p>(6) 行動障害への予防及び対応 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。</p>		
	言語 コミュニケーション	<p>(1) 言語の形成と活用 具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行う。</p> <p>(2) 受容言語と表出言語の支援 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行う。</p> <p>(3) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。</p> <p>(4) 指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p> <p>(5) 読み書き能力の向上のための支援 発達障害の子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。</p> <p>(6) コミュニケーション機器の活用 各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。</p> <p>(7) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。</p>		
	人間関係 社会性	<p>(1) アタッチメント(愛着行動)の形成 人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行う。</p> <p>(2) 模倣行動の支援 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。</p> <p>(3) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> <p>(4) 一人遊びから協同遊びへの支援 周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。</p> <p>(5) 自己の理解とコントロールのための支援 大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。</p> <p>(6) 集団への参加への支援 集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援する。</p>		
家族支援		<p>(1) アタッチメント(愛着)の安定 ・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援</p> <p>(2) 家族からの相談に対する適切な助言等 ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウンセリングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助</p> <p>(3) 障害の特性に配慮した家庭環境の整備 ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供</p>	移行支援	<p>(1) 保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備 ・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支援(※) ・具体的な移行先との調整 ・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・</p> <p>(2) 支援方法についての伝達 ・家族への情報提供や移行先の見学調整 ・移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・移行先への相談援助 ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助(※)</p> <p>(3) 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有(例:得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有) ・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整</p> <p>(4) 同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくり ・地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流</p>

<p>地域支援・地域連携</p>	<p>(a) 通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援          ・子どもが通う保育所等や通う予定の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催          ・子どもを担当する保健師や、子どもが通う医療機関等との情報連携や調整          ・子どもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携          ・子どもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携          ・虐待が疑われる場合には、児童相談所や子ども家庭センターとの情報連携          ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携          ・個別のケース検討のための会議の開催</p>	<p>職員の質の向上</p>	<p>(1) 年間研修          ・虐待防止（身体拘束）に関する研修          ・事故防止に関する研修          ・感染症に関する研修          ・防犯に関する研修          (2) 月間研修          ・発達障がい全般に関する研修（筑波大学）          ・保護者支援“ペアレントトレーニング”に関する研修          ・各自、外部で受けた研修内容の共有          (3) その他          ・他施設交流において、職員間の研修の実施</p>
<p>主な行事等</p>	<p>1月 初詣 七草がゆ 2月 豆まき 3月 おひな祭り 卒園、卒業式祝い 4月 入学式 進級祝いお花見 5月 こどもの日 6月 アジサイ祭り 7月 七夕 夏祭り体験          8月 バーベキュー体験 東京探検 9月 お月見 10月 ハロウィン コスモス畑 11月 七五三 消防署見学 12月 クリスマス 餅つき 正月飾り作り          (年中行事を各月実施) ・親子心肺蘇生法体験 ・他施設交流会 ・地域のワークショップ参加 ・保護者おしゃべり会 ・親子制作活動</p>		